



NEWSLETTER

INTERNATIONAL LAKE ENVIRONMENTAL COMMITTEE
国際湖沼環境委員会

このニュースレターには英語版もあります。

ILEC 財団法人化、設立発起人会の開催

国際湖沼環境委員会(ILEC)の財団法人化を目指した設立発起人会が1987年4月24日、東京都千代田区のホテルニューオータニで開催された。

ILECは、世界の湖沼環境保全を目的に、1986年2月21日に発足した国際的な非政府機関(NGO)であるが、その活動のための財政的基盤は、UNEPからも様々な形で援助がなされているものの、基本的には滋賀県の全面的な支援によっている。このため、今後、ILECの運営を軌道に乗せ、事業計画をさらに発展させるためには、安定した自主的財源の確保など運営基盤の確立を図ることが大きな課題となっていた。

本年2月18日から20日にわたって開催されたILEC第2回総会では、同委員会を法人化することが了承されている。滋賀県ではこれを受けて、今年度の当初予算で財団法人設立に必要な基金2億円を計上しており、ILECはその出損を受け、財団法人として発足し、一般企業等からの寄付により基本財産を増加させる方針である。

なお、財団法人化の組織変更に伴うILEC規約の改正等については、5月11日に日本の大津市で開催されたILEC運営委員会において検討の上、了承された。

今後は、同財団の主務官庁となる環境庁および外務省と、寄付行為、事業計画等について最終的な調整を行い、その後正式に申請手続きを行うこととしており、9月には

財団法人として発足する予定である。

(財)国際湖沼環境委員会 設立発起人会議 出席者
岩垂 寿喜男 衆議院議員・地球環境問題議員懇談会設立世話役
上田 稔 第15代環境庁長官
奥田 東 京都大学名誉教授
吉良 龍夫 琵琶湖研究所所長・ILEC委員長・大阪市立大学名誉教授
合田 健 摂南大学教授・ILEC財務委員
近藤 次郎 日本学会会長・東京大学名誉教授
四手井 綱英 京都大学名誉教授
武村 正義 衆議院議員・地球環境問題議員懇談会事務局長
森 圭一 滋賀大学学長・京都大学名誉教授
山崎 圭 前環境庁事務次官
和達 清夫 中央公害対策審議会会長
稲葉 稔 滋賀県知事
(委任状出席者)
加藤 一郎 環境庁顧問・東京大学名誉教授
日向 方齊 関西経済連合会会長
註: 原 文兵衛氏(第13代環境庁長官・参議院議員・地球環境問題議員懇談会設立世話役)は欠席



議事経過

- (1) 財団設立に当たって
設立関係者 滋賀県知事・稲葉 稔氏が挨拶にたった。
- (2) 財団設立に至る経過について
設立準備世話人代表吉良龍夫氏が設立発起人会開催に至るまでの経過説明を行った。
- (3) 議長選出について
吉良龍夫氏が議長に選出された。
- (4) 議事
以下の議案について逐次審議が行われた。
第 1 号議案 財団法人国際湖沼環境委員会設立に関する件
議長は、設立準備世話人事務局(以下「事務局」という。)に設立趣意書についての説明を求め、この趣旨の下に財団法人国際湖沼環境委員会の設立を発起したし・旨を語り、満場一致でこれを決定した。
第 2 号議案 寄付行為に関する件
議長は、事務局に寄付行為についての説明を求め、審議の結果、財団法人国際湖沼環境委員会の寄付行為を満場一致で決定した。
第 3 号議案 財産目録に関する件
財団の設立当初の資産の内容を満場一致で決定した。
第 4 号議案 事業計画および予算に関する件
昭和 62 年度および 63 年度の事業計画及び収支予算書を満場一致で決定した。
第 5 号議案 役員、評議員および科学委員会の委員の選任に関する件
議長は、設立当初の役員、評議員および科学委員会の委員の案を語り、山崎圭氏(前環境庁事務次官)他 10 人の役員、上田稔氏(第 15 代環境庁長官)他 9 人の評議員、ならびに吉良龍夫氏他 14 人の科学委員会委員をそれぞれ満場一致で決定した。
第 6 号議案 顧問候補者の推薦に関する件
議長は、顧問候補者の案を語り、武村正義(衆議院議員・前滋賀県知事)氏他 4 人の顧問を満場一致で決定し、設立後の理事会に対して、推薦することとなった。
第 7 号議案 設立代表者選任に関する件
設立代表者として、吉良龍夫氏が選任された。

ILEC 役員会

国際湖沼環境委員会の当面する業務の管理運営に係る方針を決定するため、同委員会役員会が 1987 年 5 月 11 日から 12 日までの 2 日間にわたり大津市の国際湖沼環境委員会で開催された。

役員会には委員長の吉良龍夫氏をはじめ、副委員長の C.E.バウアー氏、財務委員の合田健氏、事務局長の橋本道夫氏が出席した。

1987 年 4 月 24 日開催された財団法人国際湖沼環境委員会設立発起人会議の開催など同委員会の財団法人化に向けての取り組み状況の報告の後、財団法人化の組織変更

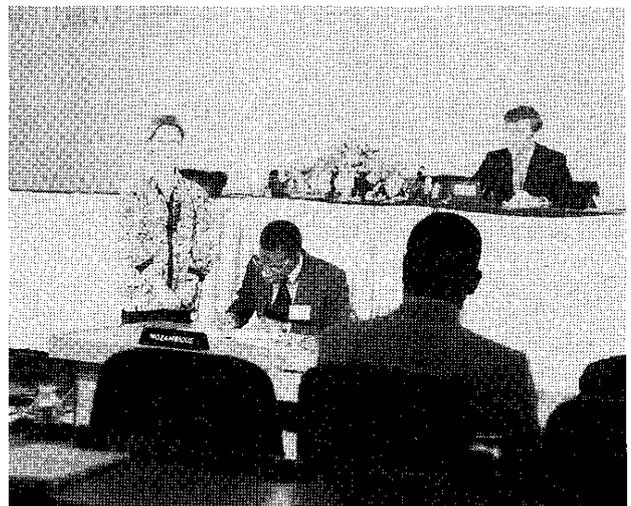
に伴う ILEC 規約の改正、寄付行為および ILEC 基金の運営について検討がなされ、寄付行為等について一部修正の上、了承された。

第 14 回 UNEP 管理理事会

1987 年 6 月 8 日から 19 日まで開かれた第 14 回 UNEP 管理理事会への出席の機会を得て、吉良委員長と 2 名の ILEC のスタッフがナイロビの UNEP 本部を訪問し、ILEC/UNEP の共同プロジェクトをさらに進めることについて話し合った。また、ハンガリーの代表団とは、第 3 回世界湖沼環境会議「BALATON'88」における協力に関する話し合いを行った。

6 月 10 日、管理理事会の全体委員会において、吉良委員長は、「ILEC は湖沼の健全な管理を促進するための触媒的機能を果たすことを目的に 1986 年に設立された。また、湖沼の健全な管理は管理に関する合理的な国際交流を通じて達成されること、ILEC の活動には世界の大湖沼に関するデータブックの編集やガイドラインの提示の他、国連機関、国際政府機関、非政府機関と協力して、人材達成のためのワークショップや訓練コースの実施が含まれること、ILEC は、EMINWA プログラムの実施に参画する方針であること」などについて所信を述べた。

SADCC 諸国、ザンベジ行動計画合意に達す



アフリカのザンベジ川水系環境管理に関する全権会議が、1987 年 5 月 26 日から 28 日まで、ジンバブエのハラレで開かれた。SADCC(Southern African Development Co-ordination Conference:南アフリカ開発調整会議)諸国、すなわちアンゴラ、ボツワナ、モザンビーク、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ各代表ならびにナミビアからは国連が代表して同会議に参加した。

5 月 28 日の会議では、ザンベジ行動計画(ZACPLAN)に関する協定が採択された。この協定では、ザンベジ行動計画は、UNEP の援助を受けた SADCC のプログラムと

して実施されることが述べられている。UNEP の事務局長である M.K.トルバ博士は、開会式の挨拶のなかで河川を共有している諸国が水管理に関する協力で合意したのは今回が初めてであると述べた。

検討された ZACPLAN の原案では、本年(1987年)から 1989 年までの第一期で、1,200 万米ドルを必要とするとされた。また、同計画の第 1 期では、情報やアセスメント、プランニング、教育、訓練について強調されているが、これはその重要性にもかかわらず、ザンベジ川流域での問題、潜在的可能性、水質、水量、気候、植生および保全についてほとんど知られていないためである。

ジンバブエの天然資源・観光大臣であり、この会議の司会を務めた C.V.チテボ夫人は、この川の管理を失敗すると、例えばビクトリア湖などの観光資源にも影響が出るであろうし、またジンバブエおよびザンビアにまたがるカリバ湖やカボラ・パッサ湖の発電にも影響が出る可能性もあると語っている。

国連機関、国際機関や非政府機関等のオブザーバーの一員として ILEC も今回の会議に参加し、ZACPLAN の計画実行、特に湖沼管理の面で援助を行うことに期待が寄せられている。

トレーニング事業

開発途上国の湖沼環境保全における最も重要な問題の一つは、有能な人材の不足であり、人材養成のための研修事業への期待は大きい。このため、ILEC では、開発途上国の地域開発と湖沼環境保全に関する研修セミナーの開

催を主要事業の一つとしている。当面は、下記の ILEC/UNCRD/UNEP 共催セミナーを中心にして、世界各地の湖沼環境管理に関する研修セミナーを可能な形で支援する。

(目的)

このセミナーワークショップでは、(1)開発途上国の政策決定者、研究者および上級行政担当者に対して、湖沼・河川流域計画の視点から、水資源開発・管理に関する環境施策、社会施策を学ぶ機会を提供すること、ならびに(2)湖沼・河川流域計画の分野で、開発途上国が環境計画・環境管理を行うことを支援することに狙いを定める。

また、この計画では、開発途上国内で事例研究グループをつくり、発表準備を行うこととしているので、セミナー参加者だけにとどまらず、各国の構成員にも研修の成果が及ぶことになる。

(概要)

62 年中に開発途上国の特定湖沼(6 か所)に関する事例研究および概論の発表準備を開始し、63 年 2 月中旬に大津市および名古屋市でセミナー/ワークショップを開催する。参加者として(1)開発途上国の政策決定者、上級行政官、(2)開発途上国の湖沼・河川に関する事例研究の中間発表を行う専門家・研究者、(3)概論発表者(ILEC メンバー等)および(4)UNEP や国連機関からの代表者などが予定されている。

日本における湖沼水質保全について

1. 経過

急速な経済発展、人口や産業の集中の結果および公共下水道の普及率が低いこともあいまって、公共用水域の水質汚濁は 1960 年代の末頃から大きな社会的問題となってきた。

水環境問題の解決を目指して、政府は 1967 年の公害対策基本法の制定、1970 年(昭和 45 年)には水質汚濁防止法の制定をはじめとして、包括的な法体系の導入を実施した。

我が国ではこれまでに、主として、水質汚濁防止法に基づく排水の規制の実施や下水道法に基づいた公共下水道処理システムの普及・推進などにより、公害対策基本法に基づく公共用水域の水質に係る環境基準の達成のために大きな努力が払われてきたところである。

しかしながら、閉鎖的な海域や湖沼などの水域については家庭排水などの負荷削減も含めたより総合的な対策が必要となってきている。

閉鎖的な海域での水質改善のために、指定地域全体からの負荷量についての総量規制方式が 1978(昭和 53)年に水質汚濁防止法の一部改正によって導入された。

また、湖沼に関しては 1984 年(昭和 59 年)に湖沼水質保

全特別措置法が制定された。

2. 水質保全に関する法体系

現在の日本での水質管理に関する主な法体系は図-1 に示したとおりである。

3. 水質環境基準

水質環境基準は 1971 年(昭和 46 年)4 月 21 日の閣議において最初に設定された。この水質環境基準は、人の健康の確保のために達成・維持が求められるものと、生活環境保全のために達成・維持が求められるものとの二つのタイプに分かれている。

人の健康に関する環境基準の値は全国的に共通になっており、全ての公共用水域に適用されている。

また、生活環境に関する環境基準に関しては、公共用水域が河川、湖および海域の三つのカテゴリーに区分されており、それぞれについて水の利用状況に応じた類型指定がなされることとなっている。

各水域の生活環境に関する環境基準の類型あてはめに関しては、政令で告示された 47 の県際水域については環境庁長官が定め、その他の水域については都道府県知事が定めることとされている(図-2)。

湖沼(天然の湖沼および1,000万 m³以上の水量を有する人造湖)に関する環境基準は表-1に掲げたとおりである。

4. 湖沼法の施行

湖沼水質保全特別措置法は1984年(昭和59年)7月27日に公布され、1985年(昭和60年)3月に施行された。本法は、湖沼水質の保全の基本的な政策を定め、水質環境基準の達成が大きな課題である湖沼における特別な措置を展開していくことをねらいとしている。また、この法律の目的は次の二点に集約できる。まず最初に、この法律では、湖沼のもつ特性のためにこれまでは排水規制が有効に機能していなかった汚濁源に対処するための規制をはじめとする適切な措置を導入したのである。さらに、この法律

では、1)各指定湖沼について、下水道建設や汚濁負荷削減のための規制的措置等を定めた湖沼水質保全計画や、2)その計画に基づき、また連携して実施する各種水質保全事業の実施について規定している(図-2)。

本法に基づき、これまでに霞ヶ浦、印播沼、琵琶湖、児島湖および諏訪湖の6つの湖沼が指定湖沼として指定され、このうち諏訪湖を除く5つの湖沼では、関係する府県で水質保全計画を策定している。

(注) 湖沼の富栄養化防止については、水質汚濁防止法に基づくりんまたは窒素の排水規制もなされている。

中島興基 環境庁水質保全局水質管理課総括補佐

表-1 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶在酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml以下
A	水道2,3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L	15mg/L以下	5mg/L以上	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 "2,3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産性物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 "2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産性物用並びに水産3級の水産生物用
 "3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産性物用
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 "2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1,2,3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測定方法		付表7に掲げる方法	付表8に掲げる方法

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。
 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産性物用並びに水産2種及び水産3種の水産性物用
 水産2種:ワカサギ等の水産性物用及び水産3種の水産性物用
 水産3種:コイ、フナ等の水産性物用
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

図-1 水質管理に関する法制度

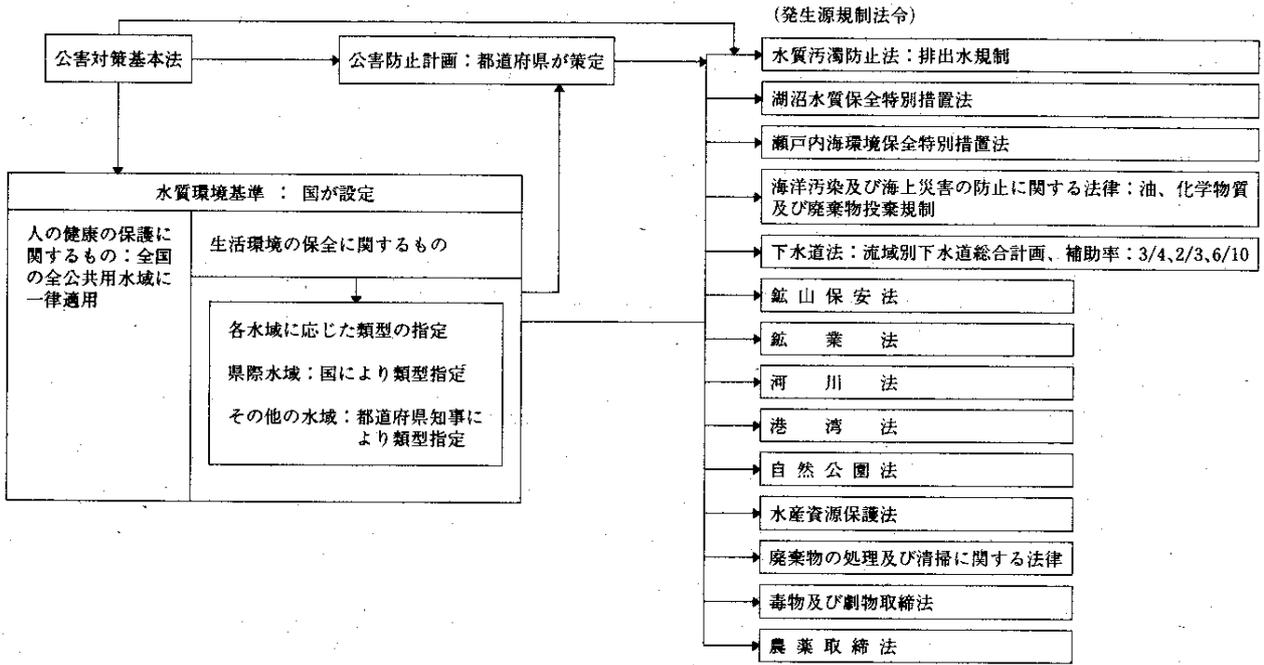
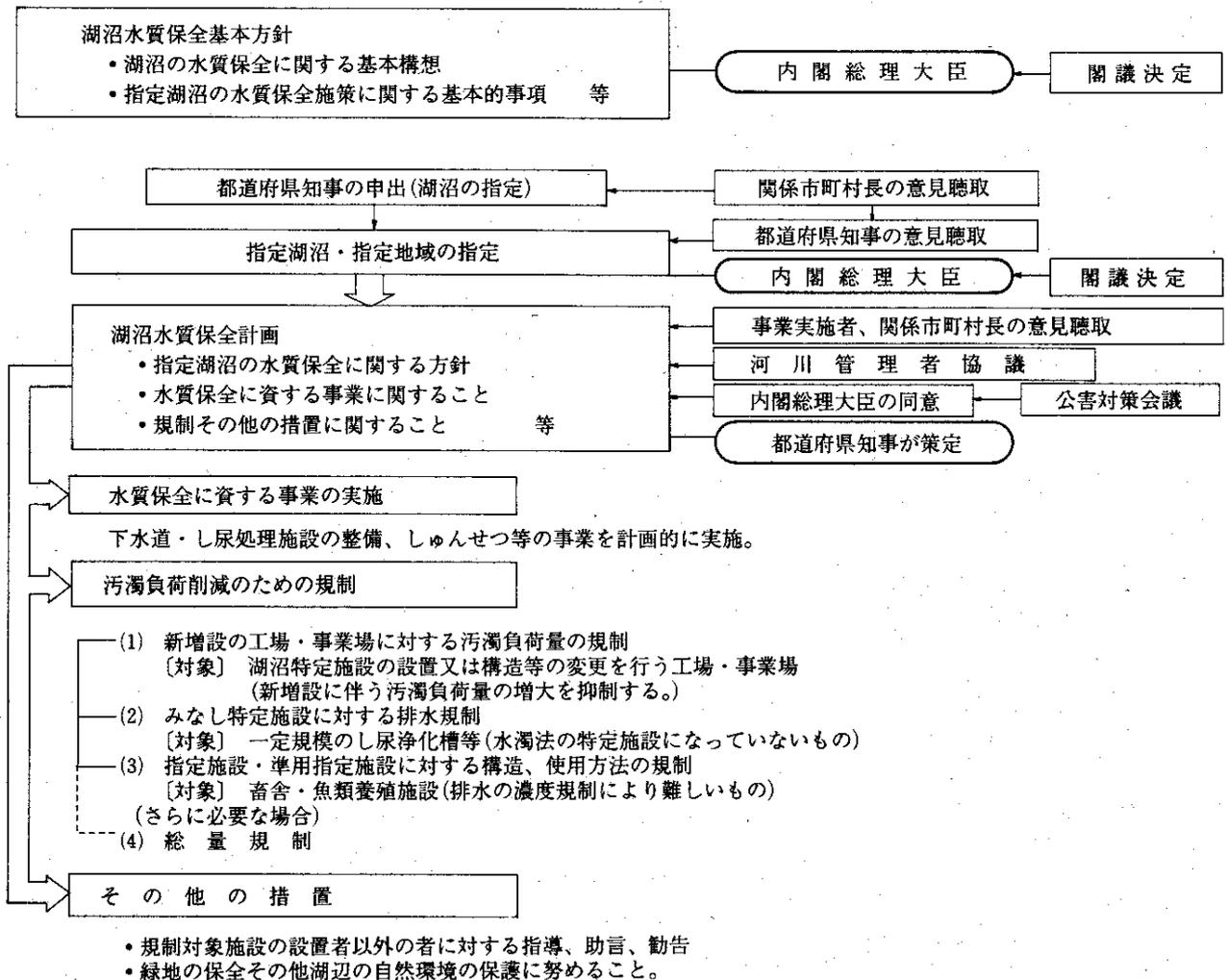


図-2 湖沼水質保全特別措置法の体系



世界の湖沼

武漢東湖

武漢東湖は、中国でも有名な風光明媚な湖である。湖の南にはルオジャ丘やモー丘といった緑の丘があり北にはいくつもの芸術的な建物が建っている。丘や水宮が湖に映り、豊かな林の緑の木々、風にゆらめく水面の青緑の波紋、そして美しい風景が世界各地からの数多くの観光客を魅きつけている。

湖北省武漢市最大の湖、東湖は表面積 33km²、平均深度 2.5m(最大深度 4.8m)で貯水量は 8,000 万 m³、最大容積 12.4 億 m³ である。この湖の集水域は約 190km² に及び、湖への年間流入水量は 15 億 m³ に達する。

東湖は多目的の都市型の湖で、レクリエーション、リゾート、漁業に、また武漢市の水源として用いられている。東湖の富栄養化のプロセスは 60 年代以来の集水域における工業および家庭排水負荷の増大に伴い深刻化しており、富栄養化は現在湖の抱える最大の問題となっている。工業排水の他に栄養塩に流入源としては家庭下水、土地表面流出水および汚染された雨水等様々なものがある。家庭から出る下水は湖への栄養負荷源の主要なものとなってきている。家庭排水による窒素とリンの負荷は計測によると湖への全体の負荷のそれぞれ 64%、60%を占めている。東湖の富栄養化問題は迅速な解決を必要としている。

湖北省の環境保護研究が最近行った調査の目的は以下の通りである。

- a 窒素とリンの水文学的バランス
- b 窒素とリンの動的分布、特に水中における堆積物と窒素の溶出とリンの分布を中心として
- c 藻類の生体中のリン濃度の変化の影響を推定、予測することを可能にするため、春期の全リンの濃度や夏期の湖のクロロフィル濃度に関するモデルの開発。これらについては、ヴォーレンヴァイダーモデルやディロンモデルのリン負荷グラフによって、湖のリン容量の算定も実施した。

この有用な研究により湖北省政府の関心が喚起され、必要な措置に対する力強い支援が得られることになった。これらの分野における研究は東湖の環境改善に対する科学



的根拠を提供し、それは藻類の存在量を低減するための栄養塩類削減プログラムの費用便益分析において実用的価値のあることが証明された。研究者のその優れた成果に対し、政府から賞が授与された。

湖北省および武漢市政府は公害に対して大きな関心を抱いており、東湖の回復につながる措置を講ずることに真剣である。武漢市政府は東湖の水質汚濁管理のための長期プロジェクトを提案しており、湖北省政府は、1982 年同プロジェクトを承認した。この環境工学プロジェクトには二つの側面がある。第一に湖から家庭下水を迂回させるシステムの建設が必要である。第二に、迂回した排水の処理のための高度な処理施設を建設する必要がある。両プロジェクトとも 1984 年に開始され、現在建設が進められている。同プロジェクトは湖の水質汚濁管理および水質改善に重要な役割を果たすであろう。さらに、東湖の環境管理条例が施行されようとしている。これらの措置により、東湖の美しさがより一層増すことが期待されている。

ペン ジンシン 中国湖北省環境保護局長

ワークショップの報告

ILEC 後援の陸水学および貯水池管理に関するコース

- 1) 期間 1987年3月5日～4月11日
- 2) 場所および機関 サンパウロ州サンカルロ、サンパウロ大学工学部、水資源、応用生態学研究所
- 3) コース参加者数 32名
- 4) 同コースは米州機構、ILEC、ブラジル環境省事務局および教育省の主催で開かれた。
- 5) コース参加者は全員、南アメリカのアルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアおよびパナマの国々から集まった。図-1は、南アメリカの主要流域ならびに研修参加者の中・南米諸国を示している。研修生のプロフィールは、水力発電会社勤務の者、大学講師、大学新卒者等多様であり、また、参加者のバックグラウンドも化学、工学、生物学、生態学、物理学、地理学等の専攻と多様であった。このような学際的なグループが積極的に討論するとともに、現地やラボでの研究、セミナーや視察旅行に参加した。五つの異なるグループ毎に報告書が作成された。



図-1.陸水学および貯水池管理に関するコース参加中南米諸国(アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ)と流域

- 6) コースの終わりにはワークショップが開かれた。ワークショップは招待講師による講義、ポスターセッションおよびグループ討論会の三つの活動部門に分かれた。グループ討論会では、以下の項目についての現状把握と考察を行った。

：富栄養化、貯水池の植物プランクトン、貯水池の計画と管理、貯水池における堆積、貯水池の魚の動態、公衆

衛生と貯水池建設、貯水池の動物プランクトン、貯水池研究における陸水学的手法、および貯水池のモデリング

- 7) ワorkshopには約200名が参加した。
- 8) 31件のポスターが発表された。
- 9) ワorkshopには招待講演者を含め次の様な国々から参加がなされた。

：アルゼンチン、デンマーク、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ポーランド

こうした陸水学者、水力発電会社の経営者、コンサルタント会社の専門家を集めて貯水池の生態学的基本的メカニズムに関する共通の問題ならびにその生態系の管理について話し合う会合としては、南アメリカでは初めての試みであった。討議の焦点は、今後の10年間建設される貯水池の環境保全計画ならびに既存貯水池の改善対策に集中した。

このワークショップの主たる結論は、貯水池に関する基本的情報は南アメリカにかなりの専門知識が存在すること。管理技術は向上してきており、学会が管理団体に対して必要な背景知識を提供することによりよい効果的な予防、予後措置および改善策をとることができるであろう。また、一般生態学の範ちゅうで貯水池建設と管理における社会的、経済的、衛生的側面についての考察も行われた。

このワークショップの議事録(論文のフルペーパー、結論、討論グループの報告書)はブラジル科学振興学会機関誌の特別号としてできるだけ早い時期に出版されることになるであろう。ILEC委員からは、ヨルゲンセン博士とパウアー博士がワークショップに参加した。

J.D.ツンデイシ
シンポジウムコーディネーター、ILEC委員

第三回世界湖沼会議

“ BALATON'88 ”

湖沼の保全と管理に関する国際会議(第三回湖沼会議)
“ BALATON'88 ”の開催が1988年9月11日～17日と予定されているが、そのファーストアナウンスメントが組織委員会から配布された。そこでは次のような内容が盛り込まれている。

INVITATION

ハンガリー科学アカデミーおよびハンガリー環境保護自然保全局は、国際湖沼環境委員会(ILEC)の後援の下に開催される。



THIRD INTERNATIONAL CONFERENCE
ON THE CONSERVATION
AND MANAGEMENT OF LAKES
“ BALATON'88 ”

に皆様をご招待申し上げます。

本会議の目的は、1984年日本の滋賀県、琵琶湖岸および1986年米国ミシガン州マキナック島で開かれた湖沼およびその環境に関する会議同様に、自然科学と社会経済的研究の相互作用ならびに科学者と実際に現場に携わっている人々間の情報の交換を促進することにあります。この会議は、経済発展の度合いが異なり、社会構造も異なる国々における湖沼保全慣行の比較を行う素晴らしい機会となることでしょう。この会議は通常の科学に関する会議の領域を超えるものです。湖沼の保全と管理の実際の側面に関与をしておられる方々の参加を歓迎いたします。

プログラムには

全体講演

自由討議

ポスターセッション

が含まれます。

主な議題

1. 富栄養化とその管理
 2. 酸性化と毒性物質の影響と管理
 3. 観光が湖沼に与える影響
 4. 湖沼のモニタリング
 5. 発展途上国における湖沼および貯水池の状態ならびに個別課題
 6. 湖沼の保全と管理における国際組織、政府、地方当局、経済団体、公共団体の役割
- 会議終了後、様々なハンガリーの湖沼、貯水池、河川への視察旅行も計画されています。
- また、会議に先立つ予備的なワークショップやセミナー開催の提案も歓迎いたします。

組織委員会委員長

Prof. Janos SALANKI, Director

事務局

Dr. Sandor HERODEK

Balaton Limnological Research Institute of the
Hungarian Academy of Sciences

Hungary-8237, Tihany, P.O.B. 35

Phone: (36-) 86 48006

Telex: 32427 mtabk. h

交通手段登録料、宿泊、会議概要等詳細についてのセカンドサーキュラーは1987年10月頃配布予定。

事務局から

皆様のニュースレターへの投稿をお待ちしております。
ご意見、湖沼関連の情報などを事務局宛にお送り下さい。
(このニュースレターには再生紙を使用しております。)
